

3 同一性保持権ないし著作物の尊重に対する権利 (le droit au respect de l'intégrité de l'œuvre)

「著作者は、その名前、資格および著作物の尊重を要求する権利を享有する。」(121-1条1項)。後半部分の著作物の尊重を要求する権利が、わが国でいう同一性保持権である(我が国の同一性保持権よりも射程が広いが、便宜上、同一性保持権という)。

同一性保持権には、著作物を著作者がそうあるようにと望むとおりに完全なまま公衆に伝達するという著作物の完全性の保護と、著作物に表現された著作者の個性を守るという主観面の保護という二つの側面がある。

同一性保持権が公益の保護をも目的としているかどうかは問題がある。この点は、論者により考え方が異なる。公益とは無関係とする考えもあるが、著作物が変更されれば、著作者の考えは著作物に示されたとおりに公衆に伝えることはできないので、歪んだ情報を伝達されないという意味で、副次的には公益の保護となっている。

ベルヌ条約6条2項が規定するように、その名誉声望を害されたことを主張立証すること(客観的アプローチ)は、著作者には求められていない。著作物に表現された著作者の人格との関係で、それが変容されたかどうかのみが問われる(主観的アプローチ)。

(1) 著作物の完全性の尊重

同一性保持権は、著作者が第三者による著作物に対する切除、付加、改変を禁止することができる権利である。著作物にもたらされたすべての改変は、その重要性を問わず、同一性保持権の侵害となる(破毀院第1民事部2006年12月5日05-11.789)。著作者が、その切除、付加、改変を許容できない理由について説明する必要はない。その行使は、著作者の裁量に委ねられている。ただし、同一性保持権は絶対ではなく、公益や第三者の権利との関係で制約を受けることがある。

ベルナール・ビュッフエの冷蔵庫事件(破毀院第1民事部1965年7月6日、パリ控訴院1962年5月30日)では、冷蔵庫に描かれた絵画を絵画の取得者が切り離して売ろうとしたことに対し、画家が異議を唱えた。破毀院は、「美術の著作物の著作者に与えられた著作者人格権は、著作者に対して、公衆に公表された後でも、その作品が変容されたりばらばらにされたりすることを禁じることができる権限を与えている」と判断した。

(2) 著作物の精神の尊重

著作物は、その精神を変容されることなく、公衆に伝達される必要があり、著作物の物理的完全性が害されなければよいというものではない。同一性保持権は、著作物に示された精神をも保護し、状況から著作物に示された著作物の精神が害された場合も同一性保持権の侵害となる。たとえば、写真を、極右団体の政治的プロパガンダを目的と

する雑誌に掲載することは同一性保持権の侵害となる（ベルサイユ控訴院 2001 年 12 月 20 日 FN 事件）。

(3) 同一性保持権に対する制約

同一性保持権の制約に関する明文規定はない。しかし、学説・判例により、同一性保持権が制約される場合があることは肯定されている。創作性の高低は、著作者の保護要件としては考慮されない。著作物の価値は、保護要件として考慮してはならないと定められているからである。しかし、保護される著作物の保護の範囲を定めるにあたっては、創作性の高低が問題となり得る。したがって、著作物の性質により、同一性保持権の保護の程度は相対的となりうる。

たとえば、コンピュータ・プログラムの著作物については、「ソフトウェアの著作者は、その者に有利な別段の定めがない限り、次の各号に掲げることを行うことができない。(1)第 122-6 条第 2 号にいう権利の譲受人によるソフトウェアの改変が、著作者の名誉または声望を害しない場合において、その改変に反対すること」と規定され、同一性保持権についての一般法を排除している（121-7 条）。

建築の著作物については、同一性保持権と所有権との衝突が生じ得る。判例は、所有者が建築の著作物に対して変更を加える権利を肯定する（破毀院第 1 民事部 1992 年 1 月 7 日 90-17.534Bull 事件）。しかし、無条件に所有権を優先させているのではなく、変更が厳密に必要であり、追求する目的に対して不均衡でないこと、という要件を課している（破毀院第 1 民事部 2009 年 6 月 11 日 08-14.138Brit Air 事件）。

(4) 契約による同一性保持権の放棄

契約により同一性保持権を放棄する条項の有効性が問題となる。同一性保持権の放棄は公序良俗に違反するという立場が原則であるが、必ずしもそのような契約が無効になるというわけではないようである。判例（破毀院第 1 民事部 2006 年 12 月 5 日 05-11.789On va s'aiderIII 事件）は、事前かつ一般的な放棄を無効とする。そのため、特定された限定的な放棄や事後的な放棄は可能とも理解できる。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237